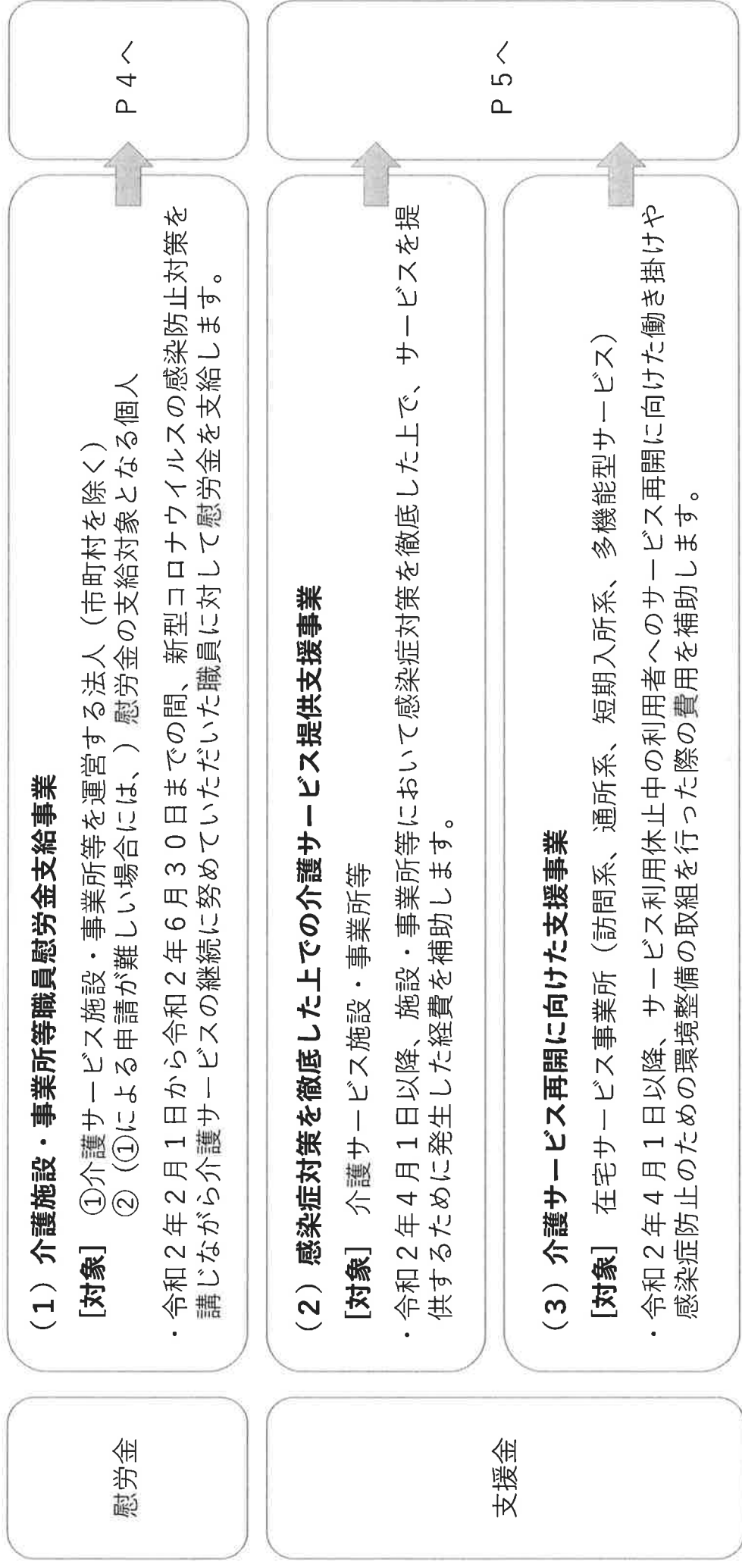


新型コロナウイルス関連補助事業（介護分）①



新型コロナウイルス関連補助事業（介護分）②

(4) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

[対象] 令和2年1月15日以降に、

- 休業要請を受けた通所系、短期入所系サービス
- 感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（福祉用具貸与以外）
- 濃厚接触者に対応した訪問系、短期入所系、入所施設・居住系サービス
- 事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受けられる体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した通所系サービスの

- ・関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費を補助します。

支援金

P 6 へ

(5) 介護サービス事業所等との連携支援事業

[対象] 令和2年1月15日以降に、

- 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設や、休業した事業所等の利用者の受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った事業所
- ・緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費を補助します。

新型コロナウイルス関連補助事業（介護分）③

消毒・
洗浄費

（6）介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業

【対象】 新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等

- ・介護施設棟内で感染が広がらないよう、建物や設備の消毒を事業者[※]に依頼する際の経費について補助を行う。

↑
P 7 へ

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）【慰労金】

(1) 介護施設・事業所等職員慰労金支給事業

・ 給付対象

No	対象者	条件	給付額
(1)	感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員（※）	(通所・施設系) 感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合 (訪問系) 感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合 上記以外の場合	20万円
	その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員（※）	-	5万円
			5万円

※2月1日～6月30日に10日以上勤務したものであること ※一日当りに勤務時間は問わない。

※複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する。 ※20万円の申請は、指定権者への発生報告及び県への事前確認が必要。

・ 申請方法

① 勤務している施設・事業所を通じて申請（退職された方も、原則として勤務していた施設・事業所を通じて申請）

申請者	申請方法	申請期間
介護保険適用事業所	国保連の電子請求受付システム 【例外】郵送	令和2年7月29日～11月30日
上記以外の事業者（有料、サ高住等）	郵送	令和2年10月1日～11月30日

② ①による申請が難しい場合は、直接申請

申請者	申請方法	申請期間
個人（退職者等）	郵送	令和2年10月1日～11月30日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）【支援金】

- (2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- (3) 介護サービス再開に向けた支援事業

・ 給付対象

No	対象サービス	補助対象経費（※）
(2)	全サービス事業所	令和2年4月1日以降、施設・事業所等において感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために発生した経費 例) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、感染症防止のための追加的人件費、タブレット等のICT機器の購入、リース費用（通信費用を除く） 外部専門家等による研修実施
(3)	在宅サービス事業所 （訪問系、通所系、短期入所系、多機能系）	令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った際の費用 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなもの購入費用等 例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、（電動）自転車 タブレット等のICT機器、感染症防止のための内装改修費

※補助上限額はサービス種別ごとに設定 ※補助対象経費のその他の例は、補助金交付要綱を参照のこと

・ 申請方法

申請者	申請方法	申請期間
介護保険適用事業所	国保連の電子請求受付システム 【例外】郵送	令和2年7月29日～令和3年1月31日
上記以外の事業者（有料、サ高住等）	郵送	令和2年10月1日～令和3年1月31日

新型コロナウイルス感染症対応かき増し経費補助金

- (4) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業
- (5) 介護サービス事業所等との連携支援事業

・ 給付対象

No	対象サービス	補助対象経費 (※)
(4)	令和2年1月15日以降に、 ①休業要請を受けた通所系、短期入所系サービス ②感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等 ③濃厚接触者に対応した訪問系、短期入所系、入所施設・居住系サービス	○事業所・施設等のサービス継続に必要な費用 ○通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用 ○通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所以て行うサービス実施に係る費用 ○通所系サービス事業所による訪問サービス実施に係る費用
(5)	自宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受け体制を整えた上で、居室を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した通所系サービス	○利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用 ○職員の応援派遣に係る費用

※補助上限額はサービス種別ごとに設定 ※補助対象経費の例は、補助金交付要綱を参照のこと

・ 申請方法

申請者	申請方法	申請期間
全事業者（政令・中核市以外）	県の電子申請システム	令和2年7月29日～令和3年1月31日

介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業

(6) 介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業

・ 給付対象

No	対象サービス	補助対象経費
(6)	新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等	<p>建物や設備の消毒を事業者に依頼する際の経費</p> <p>※次に掲げる基準により算出された金額のうち、少ない金額のものを選定する。</p> <p>ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>①延床面積 (㎡) に800を乗じた額 ②建物や設備の消毒等の経費の実支出額</p>

・ 申請方法

申請者	申請方法	申請期間
新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等	郵送	令和2年7月29日～令和3年3月31日

申請時の注意事項

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のオンライン申請について

介護保険適用事業所は、原則、国保連の電子請求受付システムからオンラインで申請してください。

介護保険適用事業所とそれ以外の事業所（有料老人ホーム、サ高等）を両方運営している法人は、介護保険適用事業所はオンラインで、それ以外の事業所は郵送で、それぞれ申請書を分けて提出してください。

- 申請する慰労金及び支援金について

原則、実際にかかった経費（慰労金の場合には職員に支給済みの金額）について、実績に基づき申請してください。

※特段の事情があり、実績に基づく請求が難しい場合は、見込額による請求もできます。その場合は、申請の前に必ず県に連絡をしてください。

- 補助金の併給について

同じ経費に関して、複数の補助金による重複申請はできません。

例) 10万円の1つの長机を、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金）」と「新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金」でそれぞれ10万円ずつ申請する。

ただし、重複しない限りで、複数の補助金による併給は可能です。

例) 10万円の1つの長机を、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金）」から5万円、「新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金」から5万円ずつ申請する。